

2020 年度働き方改革推進事業のご案内

～働き方改革に取り組む企業を支援します～

千葉県経営者協会では、働き方改革関連法の円滑な施行に向けて、特に中小企業・小規模事業者における働き方改革の実施を支援する取り組みを行っております。

本年度は、2021 年から中小企業にも適用される「同一労働同一賃金」に関するセミナーのほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により急速に広まった「テレワーク」等の「多様で柔軟な働き方」に関するセミナーの開催、また働き方改革全般に関するご相談をお受けする相談会の実施などの事業を実施いたします。

当協会ホームページにて順次申し込みを受け付けてまいりますので、ぜひご参加いただけますようお願い申し上げます。

また開催日が過ぎましたセミナーに関しましても、ご興味のある内容がございましたら下記問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

内 容	講 師	日 時 場 所
第 3 回人事労務講座 「働き方改革等で使える助成金セミナー」	社会保険労務士法人ハーモニー 特定社会保険労務士 山崎 裕樹 氏	7 月 3 日 (金) 15:00～17:00 千葉県経営者会館
千葉経協労働法フォーラム ①多様で柔軟な働き方の推進 ～テレワーク、副業・兼業等の労務管理 ②ハラスメントの近時の傾向と対策 ③～中小企業 2021 年 4 月施行～ 同一労働同一賃金への対応	弁護士法人リーガルプラス 弁護士法人リバーシティ法律事務所 けやき総合法律事務所	10 月 21 日 (水) 9:30～17:00 TKP ガーデンシティ千葉
第 8 回人事労務講座 「企業が講ずべきメンタルヘルス対策」	(一社) 日本産業カウンセラー協会	12 月 8 日 (火) 15:00～17:00 千葉県経営者会館
第 6 回労務法制委員会 「同一労働同一賃金への対応」	けやき総合法律事務所 弁護士 徳吉 完 氏 弁護士 柿田 徳宏 氏	2 月 4 日 (木) 15:00～17:00 千葉県経営者会館
特別研修「地方創生と働き方改革」 ～コワーキングからみた新しい働き方～	(株)パクチー 代表取締役 坂本 純子 氏	2 月 9 日 (火) 15:00～17:00 千葉県経営者会館

問合せ先 一般社団法人千葉県経営者協会 宇野
TEL 043-246-1158 E-Mail unom@chibakeikyo.jp

開催報告

第3回人事労務講座（2020年7月3日） 「働き方改革等で使える助成金セミナー」

7月3日（木）、第3回人事労務講座が「働き方改革等で使える助成金セミナー」をテーマに開催されました。今回は社会保険労務士法人ハーモニーの山崎裕樹特定社会保険労務士を講師に招き、講義が進められました。

現在は、国の施策に沿って助成金制度が充実しており、働き方改革の推進や雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上、生産性向上に向けた取組に対し、幅広いメニューが用意されています。

本セミナーでは、助成金の最新情報をお伝えするとともに、注目の助成金の申請までの流れや難易度、決定審査上の注意点などについて、わかりやすく解説が行われました。



紹介された主な助成金ラインナップ

- ・雇用調整助成金
- ・人材開発支援助成金
- ・キャリアアップ助成金
- ・トライアル雇用助成金
- ・特定求職者雇用開発助成金
- ・65歳超雇用推進助成金
- ・障害者雇用安定助成金
- ・産業保健関係助成金
- ・人材確保等支援助成金
- ・働き方改革推進支援助成金
- ・両立支援等助成金

開催報告

労働法フォーラム（2020年10月21日）

10月21日（水）、労働法フォーラムがTKPガーデンシティ千葉で開催されました。

本フォーラムは、働き方改革推進に係る連携協定事業として、千葉県労働基準協会連合会、千葉県社会保険労務士会、千葉県経営者協会による共催、また千葉労働局、千葉県労働委員会の後援により開催する運びとなりました。当日は働き方改革に関する3つテーマについて、千葉県経営者協会の会員弁護士より解説が行われました。

第1テーマでは、「多様で柔軟な働き方の推進～テレワーク、副業・兼業等の労務管理～」と題し、弁護士法人リーガルプラスの谷靖介弁護士を講師に招き、講義が進められました。



【リーガルプラス 谷弁護士】

テレワークについては、労使双方における導入のメリット・デメリット、労働基準法との関係のほか、就業規則の変更や労働時間管理をはじめとする労務管理などの実務対応、またパワハラ等のテレワーク上の問題行為など、幅広く解説が行われました。

副業・兼業については、申し出への対処方

法や禁止可否、労働時間や労災の考え方などについて解説が行われました。

第2テーマでは、「ハラスメントの近時の傾向と対策」と題し、弁護士法人リバーシティ法律事務所の南部朋子弁護士を講師に招き、講義が進められました。



【リバーシティ法律事務所 南部弁護士】

セクハラ・パワハラに関しては、それぞれの定義や事業主の責任、裁判例の紹介のほか、20年6月に施行された改正労働施策総合推進法（いわゆるパワハラ防止法）について説明がありました。

またマタハラ（妊娠・出産に伴うハラスメント）、パタハラ（父性にまつわるハラスメント）、ケアハラ（介護を理由や契機とするハラスメント）の概要、更にはハラスメント全般に関する予防と対応など、多岐にわたり解説が行われました。

第3テーマでは、「～中小企業 2021年4月施行～同一労働同一賃金への対応」と題し、けやき総合法律事務所の徳吉完弁護士、柿田徳宏弁護士、鳩貝滋弁護士を講師に招き、講義が進められました。



【けやき総合法律事務所

徳吉弁護士（左上）柿田弁護士（右上）

鳩貝弁護士（左下）】

冒頭、同一労働同一賃金に関する法改正の枠組みについて説明があった後、10月13日に最高裁判決のあった「大阪医科薬科大学事件」、「メトロコマース事件」、また10月15日に同じく最高裁判決のあった「日本郵便事件（東京・大阪・福岡）」について説明があり、18年6月1日に最高裁判決のあった「長澤運輸事件」や「ハマキョウレックス事件」の判断との比較表が提示されるなど、分かりやすい解説が行われました。

最後に、法改正の概要や最高裁判決を踏まえ、企業が必須でやらなければならないこと、均等規定が適用された場合のリスク、また賃金項目毎の対応方について解説が行われ、フォーラムは終了となりました。

なお、同日同会場にて、「働き方改革推進相談窓口」の出張相談会を開催致しました。

ご相談は随時お受けしております。ご相談内容が外部に漏れることはございませんので、安心してご相談ください。

□働き方改革相談窓口のご案内

- ▶ 相談場所
〒260-0015 千葉市中央区富士見 2-7-5
富士見ハイネスビル7F
千葉県社会保険労務士会内
- ▶ 相談日時
原則毎週水曜日（祝日の場合は木曜日）
10：00～12：00、13：00～16：00
※相談時間は概ね1時間以内
- ▶ 相談申込：下記の電話番号にて、ご相談日及び時間の予約をお願いいたします。
TEL：043-224-8701
（予約時間：月曜日から金曜日の午前9時から午後5時迄）
（土日・祝日・夏季休暇、年末年始を除く）

開催報告

第8回人事労務講座（2020年12月8日） 「企業が講ずべきメンタルヘルス対策」

12月8日（火）、第8回人事労務講座が「企業が講ずべきメンタルヘルス対策」をテーマに開催されました。今回は（一社）日本産業カウンセラー協会の土門京子氏を講師に招き、講義が進められました。

メンタルヘルス対策を推進するためには、ラインケアを担当する管理監督者が重要な役割を担います。現場の管理職が正しいメンタルヘルスに対する知識を持ち、部下の不調に速やかに気づき、適切な対応をすることが求められます。



本セミナーではメンタルヘルスの基礎知識からメンタル不調者の早期発見・対応のポイント、具体的な支援方法等についてわかりやすく解説が行われました。